

公 示

業務の範囲等を限定して行った許可等の取扱いについて

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）の施行に伴い、業務の範囲等を限定して行った許可等の取扱いを下記のとおり定めたので公示する。

平成15年2月28日

中国運輸局長 富士原 康一

記

1. 貨物自動車運送事業法に基づき行った許可に係る取扱いについて

貨物自動車運送事業法（平成元年法律83号）の施行以降、中国運輸局の公示基準「事業用自動車の種別ごとの車両数」の特例により車両数5両未満で行った許可のうち、平成15年4月1日現在において保有車両数が5両未満である場合には、許可に付した営業区域を運行可能区域（発地及び着地のいずれかが区域内に存すること。）として、条件を付したものとして取扱うこととする。

2. 業務の範囲等を限定する旨の条件の解除について

既存事業者の許可に付した業務の範囲等を限定する旨の条件の解除は、当該事業者の申請に基づき、新公示基準（平成15年2月28日中国運輸局公示第183号）の要件に適合した場合について行うものとする。

3. 霊きゅう運送の自動車の形式の限定に係る取扱いについて

新公示基準においては、霊きゅう自動車の形式を限定する旨の条件は付さないこととしたので、既存事業者の許可に付した当該条件については、平成15年4月1日をもって解除する。